

Title	〔商法三九〕株主総会招集通知に示される「会議ノ目的タル事項」 について (昭和三六年一月二日大阪高裁判決)
Sub Title	
Author	米津, 昭子 (Yonetsu, Teruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.7 (1964. 7) ,p.75- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640715-0075

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 三九〕 株主総会招集通知に示される「会議ノ目的タル事項」について

（昭和三十六年一月二日大阪高裁判決
昭和三十五年（ホ）第一一三七号仮処分申請控訴事件）
下級民集二二卷一四七頁

【判示事項】 解任取締役の後任の選任を目的事項とする株主総会の招集後解任の対象であつた取締役が辞任した場合と該総会でした後任取締役の選任決議の効力

【参照条文】 商法第二三二条、第二三七条

【事実】 S自動車株式会社の少数株主は、同会社の取締役たるA・B・C・D四名の解任と、その後任取締役選任という議案で株主総会を招集した。ところがAを除くB・C・Dの三取締役はその総会会日前に辞任したため、その株主総会では「取締役Aの解任並びにこれ等四名の後任取締役選任について」審議がなされ、その結果、取締役Aの解任の議案は否決され、辞任した取締役三名のそれぞれの後任取締役選任決議が成立し、E・F・Gが選任された。

ところが本件株主総会招集通知には、商法二三二条第二項に基く「会議ノ目的タル事項」として「取締役の解任とその後任取締役の

選任」とされてあつたため、控訴人Xは以下の如き主張をしている。

株主総会招集通知に「会議ノ目的タル事項」を記載するのは、株主にあらかじめ議事日程を知らせることによつて、株主の議決権行使の態度を決めさせる準備の機会を与え、他面会社に株主総会の議事を公正に運営させることを目的とするものであつて、同項が株主保護の規定であることはいふまでもない。しかし株式会社が利益団体である以上、法の解釈、適用にある程度便宜性と裁量性が認められるのはやむを得ないから、議事日程と総会の決議との同一性をどのようにして認めるかについては、会社と株主との利益の調和を基調として、社会通念によつて決めるべき問題であるが、株主総会招集に関する決定（商法二、招集通知、公告（同二三）、総会の決議、議決権の行使（同法三九条）等はいずれも強行規定であつて、絶対的に守られねばならない。

本件議事日程は「取締役の解任とその後任の選任」とあり、取締役の解任を前提あるいは条件として後任取締役を選任することができるので、裁判所の許可を得てする少数株主による株主総会招集は、一般総会招集に対する例外であるから、議事日程はその裁判所の許可によつて厳格に限定される。このように考えると、この場合の許可は取締役の辞任を予想しておらず、したがつて取締役が辞任した場合、辞任したその取締役の後任者を選任することまで認めてはいないと解しなければならぬ。

ところでB・C・D三取締役解任の議案は、それら三名の取締役の辞任により議事日程は目的を失い、その後任取締役を選任することは不能に帰したものである。にもかかわらずあえてその選任決議が強行されたのであり、その決議は議案にない新しい事項についての決議であり、株主総会招集通知に記載されていない事項についての決議が行われたものであるといえる。

取締役の解任と辞任とは、共に取締役の資格喪失の原因ではあるが、解任は取締役の資格剝奪で、辞任は取締役自らの意思による退任であり、両者は単にその性質、法律関係が異なるのみでなく、その後任者を選任する株主の態度も両者の場合で異なるのである。即ち解任の場合は、その取締役について解任決議が成立するかどうか予断できないため、株主は必ずしも累積投票を請求しないが、辞任の場合には心理上株主が容易に累積投票の請求をすることが考えられ、両者は実質上も同一性を有しない、と主張する。

これに対し被控訴人Yは、商法二三二条第二項が総会招集通知に

「会議ノ目的タル事項」を規定している意味は、これがないと株主に議案について十分な準備をさせられず、殊に総会に欠席した株主に意外な不利益を与えるおそれがあるからであると説明し、それ故に招集通知に記載された議案と実際に行われた総会決議が同一性を有するかどうかは、その議事日程によつて株主が総会決議につき十分な準備をすることができたかどうか、及び欠席株主に意外な不利益を与えるおそれがあったかどうかによつて判断されねばならない。このように考えると、本件の場合、各株主は、解任を求められている四名の取締役の解任の可否について考え、その四名全員が解任される場合、三名が解任される場合、二名が解任される場合、一名が解任される場合あるいは全員の解任が否決される場合を考慮し、それぞれの場合についてその後任取締役選任について準備する機会を与えられていたといえる。よつてその総会においては招集通知によつて予想した内容が決議されたのであり、これによつて各株主が累積投票請求権を侵害されたことはないと言棄した。

【判言】 控訴棄却。

取締役の解任決議は、特定の取締役からその資格を剝奪し、その取締役と会社との間の委任関係を終了させることを目的とする団体の行為であつて、その解任を会議の目的事項とする株主総会では解任の事由について審議され、他方、取締役の辞任は、みづから自己と会社との間の委任関係を終了させることを目的とする会社に対するその取締役の単独の意思表示で、その辞任事由は当然総会で審議されるものではない。しかし両者は共に取締役の終任事由で、

特定の取締役の解任とその後任の選任とを会議の目的事項とする総会招集通知が発せられた以後、その会日以前に、もし特定の取締役が自ら辞任し、あるいは死亡、破産、禁治産の宣告等により資格を失つたりして退任した場合において、後任取締役の選任について株主が別個の準備をする必要があるときは格別、そうでなければあらかじめ別にその後任取締役を選任するための総会を招集しなければならぬものではないと解するのが相当である。

本件の場合も取締役B・C・Dは、もつばら解任の総会決議がなされることを回避する目的で辞任したものであるから、これをその解任決議がなされて取締役の資格を失つた場合と対比し、後任取締役の選任に関する株主の準備について特に異なるものが生じたとは認められないし、又少数株主の累積投票請求権が侵害されたものではない、と述べている。

又控訴人Xの主張する辞任取締役の後任取締役選任の場合には各株主が心理的に累積投票の請求をすのであろうし、解任取締役の後任取締役選任の場合には解任決議が成立するかどうか予断できないため、各株主は累積投票の請求をしないであらうから、両者は実質上も同一性を有しないという主張に対しては、一般的にいっても二人以上の辞任取締役の後任取締役を選任する場合と、二人以上の解任取締役の後任取締役選任の場合とでは累積投票の請求の点で心理的区別は存しないと述べ、本件の場合も、ある株主が累積投票請求の機会を失つた事実を認め得る疎明資料はないとしている。

【評釈】 本件の場合、株主総会招集通知に「会議ノ目的タル事項」としていかなる記載があつたかは当事者の主張が異り、一審判決には何等かの認定があつたのかもしれないが、本件控訴審判決には直接に示されていないので、一般的にこれを論ずることとする。

株式会社において、株主総会の招集通知に「会議ノ目的タル事項」を記載するのは(商法二三)、営業譲渡の場合の招集通知に「行為ノ要領」を記載したり(五商法三四)、定款変更の場合及び資本減少の場合においてその「議案ノ要領」(三商法三五)を記載するのは異り、会議の目的たる事項が何であるかを株主に知らしめ、株主をしてこれに備えることができるようにした趣旨であると説明されている

(田中耕太郎・改訂会社法概論下巻三五頁、伊沢孝平、
註解新会社法三八四頁、松田二郎・会社法概論一七七頁)。

それではこの「会議ノ目的タル事項」としてはいかなる程度にこれを記載せねばならないかが問題になるが、要するにこれを記載せしめる目的が「株主をして総会において議題となるべき事項を、あらかじめ了知せしめ、これに対する意見を用意の上総会に臨ましめんとするのであるから、株主をして総会において如何なる事項を提案されるかという議案の項目を知らしめる程度の記載を要し且つこれをもつて足る」とされる(大原株式事務懇談会・株式会社)。

よつて、これは議事日程、あるいは議案といわれているものであるから、総会決議に際しその賛否を決するに必要な一切の材料の記載でないことは勿論、具体的に決議事項の内容を詳細に記載する必要はない。よつて例えば「監査役選任の件」あるいは「会社解散の件」等の記載をもつて足りるのである(三商法議義二七三頁、大浜信泉、改正会社

法概論二〇七頁、津田利治)。しかしただ取締役二人以上の選任の議案で会社法の大意上三八頁)。あるときは、株主は累積投票の請求をなし得る(商法二五)ので、この場合に「取締役選任の件」と記載することは「会議ノ目的タル事項」の記載としては不完全であり、必ず「取締役何名選任の件」とするか、或は「取締役全員任期満了につきこれが改選の件」とするか、とにかくこの記載から直接もしくは間接に、少くとも何名の取締役の選任であるかを推知し得る程度の記載を必要とするとされる。また取締役の解任の中、特にその取締役の責任追及が問題になつてゐる場合は、特定の取締役について個別的解任事由が重要なこととがらなるため、その解任すべき取締役を特定する必要があり、その場合の会議の目的たる事項としては単に「取締役解任の件」とするだけでは足りず「取締役何某解任の件」としなければならぬ。ただこのような記載を要するのは取締役解任の中でも、その解任事由が特に本人に原因する場合に限られるから、会社が取締役を減員するため解任する場合にはこれが当てはまらないことはいふまでもない。

なお判例によれば「会議ノ目的タル事項」とは、単に総会の目的たる議事項目を称する(大審院昭和二年二月三日、現に表現されてゐる文字を、他の事項もしくは同一書面中の記載と照合して、その意味を推知し得べき場合ならば差支えない(大審院昭和七年二月二七)とされてゐる。取締役改選の場合について旧法上は単に「取締役ノ解任及選任ノ件」と記載すれば十分であるとされたが(東京地裁・昭和十五年判(連二)、新法上は累積投票が認められる関係上、招集通知に選任

すべき取締役の員数を記載しなかつたことは招集手続の瑕疵となる(大津地裁・昭和三年九月二五日決定・法律時報二七六号二九頁、大阪高裁昭和三年一月一六日決定・法律時報二九一号二四頁東京地裁昭和三年六月一三日判決・下級民事集六卷六号一〇五頁、反対東京地裁・昭和三年一月一三日判決・下級民事集九卷九号一頁)とされてゐる。

本規定は「総会ノ目的及ヒ総会ニ於テ決議スヘキ事項」とあつた(旧一五六)のを明治四四年の改正によつて「会議ノ目的タル事項」と文言を改められた。

そしてこの記載が要求されるのは「株主ヲシテ総会ノ目的及ヒ其総会ニ於テ票決セラルヘキ事項如何ヲ予知スルコトヲ得セシメ、其決議権ヲ行フニ付キ十分ノ準備ヲ為サシムル」ためであるから、その記載は「其議事日程タルヘキ事項如何ヲ了解セシムルニ足ル記載」でなければならぬ(大審院・明治三五年七月八日決定・民録八卷七号五一頁)ので、例えば会社解散を会議の目的とする場合において「会社の運営について」という記載をなすことは不適法(民事局長・昭和二年一月三日回答・商法判例総覽三三)であり「将来ニ関スル善後策」という記載も「将来ノ善後策ヲ議スル目的ノ総会ナルコトノミハ推知シ得ルモ、総会ニ於テ如何ナル事項ヲ決議セントスルカハ之レヲ知ルニ由ナク、從テ会議ノ目的ヲ予知セシメントスル立法趣旨ニ反スルコト瞭然タルヲ以テ」不適法となしなくてはならない(東京地裁・大正六年五月三一日判・判例二民事編)とされたのである。

以上の点から見れば、株主総会招集通知に記載される「会議ノ目的タル事項」としては、その招集通知を受けた各株主が、その総会決議に何が議題として上程されるかを知り、議案事項に賛否の意見を定め得る程度の記載であればよいことになる。

しかし取締役選任についての総会では累積投票の関係から、総会招集通知に記載する会議の目的たる事項としては、「取締役選任の件」では足りず、その人数も要求されるといえる。そして又前述の取締役の解任で特定の取締役の個別的解任事由が問題になる限り、解任すべき取締役を特定する必要があると考えられるであろう。

次にこのようにして記載された「会議ノ目的タル事項」が、その結果なされた決議と同一であるかについては、その招集通知と決議との関係で社会取引の通念に照し客観的にこれを決することが必要である。

本件の場合、株主総会招集通知には、その議案として「取締役Aほか三名の解任並びにその後任取締役の選任」として記載されているのに、その通知発信後総会会日前に取締役B・C・Dの三名が辞任したため、結局総会はその中の「取締役Aの解任並びにこれ等四名の後任取締役選任について」の審議となり、審議の結果は取締役Aの解任議案は否決され、辞任した取締役三名の後任取締役の選任決議が成立したのである。

前述せる如く、取締役の責任追及による取締役解任については解任すべき取締役を特定することが要求されるから、議案には「取締役Aの解任の件」とされながら、総会においては取締役Bが解任された場合、その招集通知に示された議案と決議との同一性はないといわねばならない。そしてこのことは判旨も述べる如く「取締役解任決議が特定の取締役からその資格を剝奪し、その取締役と会社との間の委任関係を終了させることを目的とする行為であるのに、取

締役の辞任は、自ら自己と会社との間の委任関係を終了させることを目的とする会社に対するその取締役の単独の意思表示である」以上、共に取締役の終任事由とはいってもこれを区別して考える必要がある。そしてそのことは取締役解任の議案が上程されても、総会において1/3以上の議決権を有すべき株主はその解任の決議を阻止し得るであろうから、そのような株主の立場からは、解任後の後任取締役選任につき予め考慮を加え総会対策を準備するまでもないであろう。それにも拘らず会日前に当該取締役が辞任して、その後任取締役選任の議案が適法に上程され得るとすれば、この株主にとっては、議案に対する準備の機会が与えられなかつたことになることを考えれば明らかであろう。

しかし本件の場合、判旨も認定している如く、取締役B・C・Dはもつぱら解任の総会決議がなされることを回避する目的で辞任しているものであり、しかも当該取締役が解任されるかどうかとして招集通知に示されている議案に特定されているのである。そしてその者がその解任を回避する為に辞任したのであるから、このケースから招集通知の議案が解任になつていながらその取締役が辞任したため招集通知の議案と決議の同一性がないとして総会決議を取消し、改めて招集手続をする必要があるという程のものではないと考える。

又本件は二人以上の取締役選任の場合に関するが、各株主の累積投票の請求についての心理的影響は解任された場合の後任取締役選任と、辞任した場合とは異なるというのが一般的に二人以上の辞任取締役の後任取締役を選任する場合は各株主が累積投票の請求をする

のであろうし、二人以上の解任取締役の後任取締役を選任する場合は各株主は累積投票の請求をしないであろうと断定しえないといえるから、この点も判旨に賛成である。即ちこの議案によつて、各株主は取締役四名の選任、乃至三名二名等の選任は考慮の範囲内であ

つたと考えられるからである。よつて本件株主総会決議にはこれを取消すべき瑕疵はないので、本件判旨の結論に賛成である。

(米津 昭子)

〔労働法 六〕「組合を脱退するには組合大会の承認を必要とする」

との定めとその効力

（合化労連製鉄化学労働組合積立金返還請求事件
神戸地裁昭和三六(ワ)第一七二号
昭和三八・二八判決
労働経済判例速報四八四号）

【事実】原告大林ら一七五名は、被告である合化労連製鉄化学労働組合の組合員であつたが、その当時原告らは、被告組合の積立金規定にもついで被告組合に対し闘争積立金および罷業金庫積立金として一定の金員を拠出した。右闘争積立金は被告組合が闘争時の費用ならびに犠牲者の扶助を目的とし、右罷業金庫積立金は合化労連加盟組合の相互扶助により共通の利益を擁護し罷業の有利な解決に資することを目的とする趣旨で、被告組合員がそれぞれ被告組合に拠出して積立てるものであるが、いずれの積立金も当該積立人が非組合員になつたとき、該積立金台帳にもついで返還を受けるべきものであつた。しかるところ原告らは被告組合に対して脱退届を出した。

さて、原告ら（但し目野、吉川の兩名をのぞく）が脱退の届を出

した当時被告組合規約に任意脱退には組合大会の承認を要するとの規定は全然存在しなかつた。なおこの規約は昭和三十八年八月ごろに組合員が組合を脱退するには組合大会の承認を必要とする旨改正された。前記目野、吉川兩名の脱退届を提出した時は右組合規約改正の前後いずれであるか明らかでない。

つぎに、原告らが被告組合に対して脱退届を提出した当時被告組合が会社と争議状態にあつた。ところで右争議状態の経緯についてみるに、昭和三四年以降被告組合は会社の企業合理化に伴う人員整理を阻止するため団体交渉を重ね、かつ昭和三十五年一月ごろには賃上げ要求を掲げて被告組合の上部団体である合化労連とともに団体交渉に入り、さらに同年二月ごろに臨時工を組合員として組織化する問題をとりに上げたところ、同年三月ごろに会社は臨時工を次々